

## 江戸川大学総合情報図書館利用規程

平成2年4月1日制定

### (目的)

第1条 この規程は、江戸川大学総合情報図書館規程第7条に基づき、図書館利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (閲覧資格)

第2条 総合情報図書館（以下「図書館」という。）を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 江戸川大学教職員・江戸川大学名誉教授・江戸川学園おおたかの森専門学校教職員（以下「本学教職員」という。）
- 二 江戸川大学学生・江戸川学園おおたかの森専門学校生（以下「本学学生」という。）
- 三 特に総合情報図書館長（以下「館長」という。）が許可した者

### (開館日及び臨時開館・閉館)

第3条 図書館は、江戸川大学学則に定める休業日を除き開館する。

2 臨時開館日・閉館日は、必要に応じて館長が定め、その都度これを掲示する。

### (開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- 一 月～金曜日 午前9時から午後8時まで
- 二 土曜日 午前9時から午後3時まで

2 館長は、必要に応じて前項の開館時間を変更することができる。

### (入館・退館の手続)

第5条 入館・退館の際は、図書館入館・退館管理システムのカード読取装置に本学教職員は職員証、本学学生は学生証、その他利用者は入館証を通して入館・退館する。

### (閲覧上の厳守事項)

第6条 閲覧者は、次の事項を厳守しなければならない。

- 一 図書等の閲覧は、閲覧室において行い、閲覧中の図書は一切館外に持ち出さないこと
- 二 図書等を汚損したとき、あるいは落丁・乱丁その他を発見したときは、直ちに係員に届けること

### (帯出資格)

第7条 図書等を館外へ帯出し得る者は、第2条に定める図書館を利用できる者に限る。

### (帯出期間及び冊数)

第8条 図書等の帯出期間及び冊数は、次の各号に定めるとおりとする。

- |               |                         |       |
|---------------|-------------------------|-------|
| 一 本学教職員       | 3か月以内                   | 20冊以内 |
| 二 本学学生        | 2週間以内                   | 10冊以内 |
| 三 特に館長が許可した者  | ホームページ利用案内にて別途定めるとおりとする |       |
| 四 未製本雑誌の最新号   | 帯出禁止                    |       |
| 五 最新号を除く未製本雑誌 | 1週間以内                   | 2冊以内  |

六 年鑑，統計書，白書類 1週間以内 2冊以内

七 教員が図書館の許可を受けた上で指定した研究教育上必要な図書類 2日以内 2冊以内

2 前項の規定にかかわらず，館長が帯出図書等の返却を求めたときは，直ちにこれを返却しなければならない。

(帯出手続)

第9条 図書等の帯出を受けるには，所定の手続きをとらなければならない。

(帯出禁止図書等)

第10条 帯出を禁止する図書等は，別にこれを定める。

(転貸の禁止)

第11条 帯出した図書等は，他人にまた貸ししてはならない。

(督促)

第12条 図書等を帯出し，期限までに返却しない者に対しては，督促状を発する。

2 督促が2回に及んでも，なお返却しない者に対しては，館長は一定期間の利用を停止することがある。

3 前項の処置を受けても，なお返却しない者に対しては，館長は利用を禁止し，帯出図書等の補償を求める。

(自動返還義務)

第13条 第7条に定める図書等を館外へ帯出し得る者が，その身分を失ったときは，直ちに帯出図書等のすべてを返却しなければならない。

(研究室備付図書等)

第14条 研究室備付の図書等については，別にこれを定める。

(視聴覚資料)

第15条 視聴覚資料の取扱については，別にこれを定める。

(利用心得)

第16条 図書館を利用する者は，次のことを厳守しなければならない。

- 一 他の利用者の迷惑にならないよう静粛を保つこと
- 二 図書等は，大切に扱うこと
- 三 書架上の図書等の配列を乱さないこと
- 四 館内での飲食，喫煙はしないこと
- 五 掲示に注意し，係員の指示に従うこと

(弁償)

第17条 図書等を紛失あるいは汚損・き損を加えた者及び図書館施設に損害を与えた者に対しては，館長はこれを弁償させるほか，場合によっては図書館の利用を停止または禁止する。

(規程違反)

第18条 その他この規程に従わず，館内の秩序を乱した者に対しては，館長は直ちに退館を命じ利用を禁止する。

(利用の促進)

第 19 条 図書館は図書館の利用の促進のために、利用者向けの報知および利用者の利用状況に応じた表彰を行うことができるものとする。

(その他)

第 20 条 この規程の改正は、江戸川大学総合情報図書館運営委員会の議を経て館長が行う。

附 則

1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 江戸川大学附属図書館利用規程及び江戸川短期大学図書館利用規程はこれを廃止する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 13 日より施行し、平成 19 年 6 月 14 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。